特集≫≫ 防災，安全・安心を確保する社会基盤整備

行政情報

東日本大震災から4年半が経過して

笹 森 秀 樹

東日本大震災から4年半が経過した。本稿では，東日本大震災の被害と現在までの復旧・復興の進捗状況をレビューするとともに，住宅再建・復興まちづくりを加速化するための様々な取り組みとして，復興のステージ毎の加速化措置，住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策，中央省庁が直接市町村を支援する工事加速化支援隊の活動を紹介する。

また，東日本大震災からの真の復興を成し遂げるため，コミュニティの形成や産業・生業の再生といったソフト施策＝「新しい東北」の推進に努めているところであり，地方創生につながるこの活動についても紹介するものである。

キーワード：防潮堤，財産管理制度，土地収用手続き，災害公営住宅，防災集団移転促進事業，工事加速化支援隊，新しい東北，復興・創生期間

1. はじめに

2011年3月11日14時46分三陸沖を震源として発生した我が国観測史上最大規模のマグニチュード9.0最大震度7の東日本大震災からこの9月で4年半が経過した。東日本大震災では，死者15,892名，行方不明2,576名，震災関連死3,331名を数え，建築物の被害も全半壊399,218戸（2015年6月10日現在，復興庁等調べ）に上る甚大な被害が生じ，被災地では，今も懸命に復旧・復興が進められている。

被災地の現場では，がれき処理が，福島県の避難指示区域を除いて概ね処理が完了した。また，道路，鉄道，電力，通信，上下水道の公共インフラについては一部を除いて復旧済である。さらに，住宅再建やまちづくり事業も本格化し工事実施段階を迎えている。

本稿では，東日本大震災から4年半を経過するにあたり，被害と現在までの対応状況をレビューするとともに，住宅再建・復興まちづくりにおいて現場を中心に行われてきている様々な加速化の取り組みと「新しい東北」の取り組みについて紹介するものである。

2. 避難者・仮設住宅の状況

発災3日目に約47万人に上った避難者は，現在約19万9千人（2015年8月）にまで減少しているが，現在もなお仮設住宅36,390戸に76,347人（2015年5月）が入居している。

3. 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

主な公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況は，**図―1，2**のとおりである。

4. 住宅再建及び高台移転に向けた取組

今回の東日本大震災による被害の多くは，津波による沿岸市街地の被災である。防潮堤の復旧に当たっては，県等の海岸管理者が，比較的発生頻度の高い数十年から百数十年に一度の津波（L1）を基に設計津波を設定し，地域により高潮高と比較して高い水位を対象とし災害復旧事業等により整備することを基本としている。

このため，発生頻度は低いものの，発生すれば甚大な被害をもたらす津波（L2）（今次の津波はこちら）に対しては，防潮堤や高台移転等のハード整備と避難計画等のソフト対策を組み合わせた多重防御により被害を最小化させるとした減災の考え方が新たに示され，これに基づき復興計画が立案されている。

津波被災地の市街地の復興は，まちの抜本的な改造を伴い，現地での再建が可能であった阪神大震災と比較して，事業の規模も工期も大幅に大きなものとなっている。

○ 公共インフラは、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、復興の事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進しているところ。

・事業計画及び工程表と指標を合わせて事業の進捗管理を行い、本格復旧・復興の推進を図っている。
・指標は、原則として本復旧等が完了した割合で表示（完了）しているが、着工から完了まで一定の時間を要する項目については、現時点の進捗状況を把握するため、着工した割合で表示（着工）している。　※福島県の避難指示区域については、原則除いている。

図―１　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

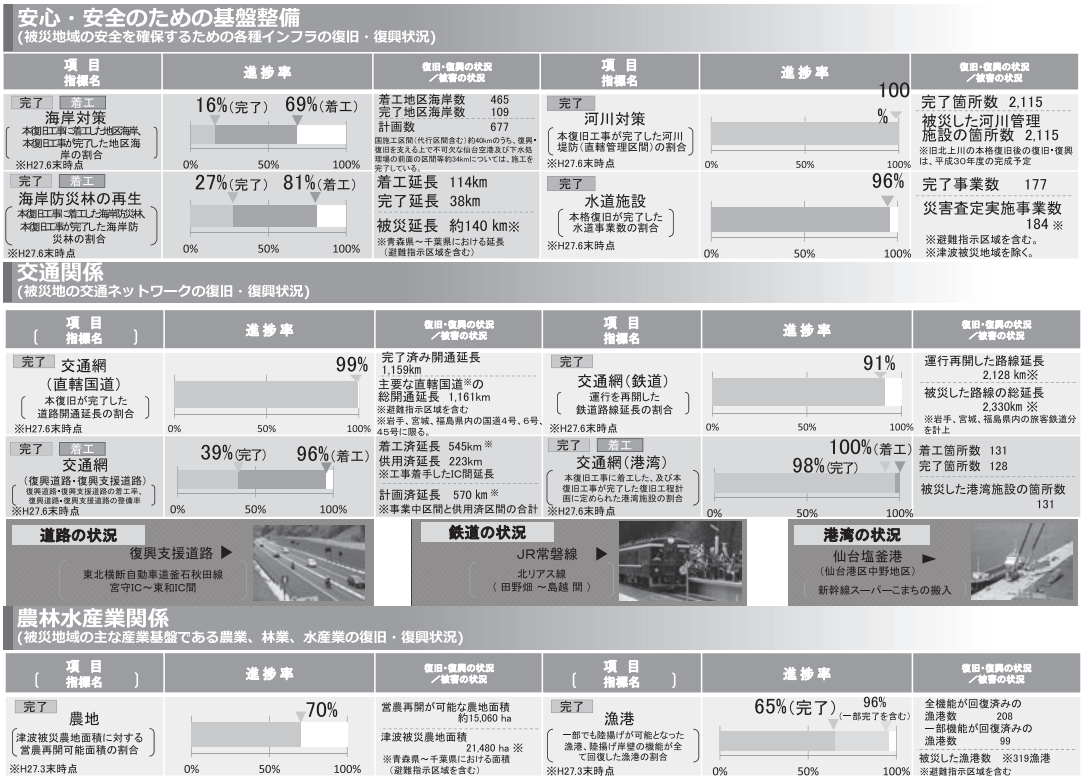

図―２　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

このような大規模な津波被災地の復興を進めるに当たっては，住宅再建や復興まちづくりのスピードアップを図るため，市町村における地域住民との調整や事業実施を円滑に進めていくことが最大の課題であり，国としても，復興交付金による支援，まちづくりの専門職員の派遣の促進，円滑な施工確保の支援等の加速化措置を実施している。

5. 工事加速化支援隊の活動について

まちづくりの専門職員の派遣として，施工段階の対策として行っている工事加速化支援隊の取組について紹介する。

災害公営住宅の建築や高台移転については，計画策定や用地買収に関して行ってきた様々な隘路解消措置が功を奏し，2015 年 6 月末現在，防災集団移転促進事業の事業地区の 99％が着工済みで，災害公営住宅も 94％の用地が確保済みとなった。

したがって，県や市町村で顕在化している事業実施上の隘路は，

○災害公営住宅の入札契約

○排水設備や取り付け道路等関連工事との調整

○工事契約後の施工条件の変化（地盤条件等）

○荒天等により日程がずれた場合の生コンの再調達

といった，工事発注段階，工事実施上の課題が主要なものとなっている。

このため，復興庁では「工事加速化支援隊」を2014年8月に新たに組織し，国土交通省をはじめとする関係省庁と連携し，直接かつ繰り返し市町村に出向き，工事実施上の隘路の解決策についての提案や類似の事例を紹介したり，国の施策の普及に努めるなどの工事加速化のための活動を実施している。

工事加速化支援隊は，復興庁本庁や岩手，宮城，福島の3復興局の職員計約30名で構成されている。本庁の課長級である参事官と課長補佐，主査等が分担して担当する市町村を決めており，同じ市町村を同じメンバーが繰り返し訪問することで，事業の進み方や課題の解消を連続的に把握している。

メンバーは，国交省や農水省出身の土木・建築技術者に加え，警察庁や法務省出身者など多彩である。各市町村に対して同様の対応・支援を実現するため，何をヒアリングし，何を伝えるかについて整理したマニュアルを作成し，これに基づき訪問を実施している。

また，現地の市町村には，必要に応じて国交省住宅局，都市局，官庁営繕部，水産庁の職員と一緒に赴き，役職にとらわれず実際に工事を担当している市町村職員からヒアリングを行っている。なお，発注者である市町村の了解を得て，工事受注者やCMを請け負っている会社等の同席を求める場合もある。

打合せの際は，受注者から提出されている工事工程表に，最新の進捗状態を重ね書きしたものを準備してもらい，どの工程で遅れが生じたのか，遅れの原因は何か，解決の目途はたっているのかなど，具体的にヒアリングを行うとともに，その後の工程の中でのリカバリーの可能性についても分析を行っている。さらに他の市町村でどのように解決を図ってきたか先行事例を伝えている。

聞き取った課題については，その場で対応し解決を図るほか，本庁メンバー全員が参加する「市町村担当参事官会議」を原則週1回開催し，出張結果を報告し，情報の共有に加えて，工事の遅れの原因，それへの対応策としてだれが何をすべきかを整理し，国として取り組むべき事項がないかなどの情報交換を行っている。

このうち，国として取り組むべき課題については，関係省庁に対策の検討を依頼し，住宅再建・復興まちづくりタスクフォースの場を活用して，対策を実現し，公表するといったスピード感と広がりのある対応を行っている。こうして対策が打ち出されると，再度，市町村に入り，対策を説明し，遅れの解消を図っている。

工事加速化支援隊が現場に入り，発注者が受注者に対して行う様々な選択や意思決定に対してアドバイスを行うことで，発注者としての意思決定が速くなること，本庁の参事官が市町村長と面談することで，市町村の中で担当者に任せがちになっていた問題を，まち全体の問題として認識することで，まちとしての意思決定も速くなっている。

こうした取り組みを通じて，以下のような先進地方公共団体のとりくみや，国土交通省の施策の普及を図ってきた。

○災害公営住宅の標準建設費の引き上げ

○見積り積算方式の普及（営繕積算方式）

○買取方式による災害公営住宅の整備

○工事発注時の発注ロット，業者の参加要件等の工夫

○整備中の道路に面した建築物の建築確認の早期発出

○工事の輻輳を調整するための連絡調整会議の設置

○宅地売却時の地盤強度に関する適切な説明

また，市町村からは，学校や病院などの公共建築物の建設についても相談を寄せられており，国土交通省官庁営繕部と連携し，工事の加速化，工程の管理を支援している。

前述したとおり，工事加速化支援隊が現場に入る際には，国交省住宅局，都市局，官庁営繕部，水産庁の技術者に同行いただいており，この結果，現場での技術的なアドバイスの実施，これによる市町村からの信頼度の向上，課題解決に向けた取り組みの加速化など，様々な効果を得ることができている。

さらに，事業の加速化にはUR都市機構も大きな役割を果たしており，URが事業に参画している地区では，比較的問題が少なく円滑に事業が進捗している。URは，災害公営住宅の建設及び譲渡，防災集団移転促進事業の団地造成・区画整理の受託だけではなく，発注支援業務，事業調整などのコーディネート業務を実施している。

6.「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」の公表

復興庁では，被災地復興の最重要課題である住宅再建・復興まちづくりを加速化するため，2013 年以降，これまで 5 度にわたり制度の運用改善や手続の簡素化といった「加速化措置」を打ち出してきた。こうした取組により，復興のステージは「計画策定」「用地取得」から「工事実施」の段階に進んできている。

一方で，2015 年 7 月末までに完成したのは災害公営住宅 11,296 戸 37.7%，高台移転（地区）が 4,967 戸 24.2%であり，被災者の皆様方に 1 日も早く 1 人でも

○ 集中復興期間の平成27年度末に向け、住宅再建・復興まちづくりを計画通りに確実に進捗できるよう、これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、
Ⅰ 災害公営住宅・高台移転事業（1）発注・入札契約段階、2）施工段階、3）用地取得段階））、 Ⅱ 民間住宅の自立再建等について、これまでの加速化措置を充実・補完した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」をとりまとめた。

ステージ	これまでの加速化措置	追加措置
計画策定	**課題**：被災者が**住宅再建の完成時期が見通せず**不安を抱えている **措置**：**「住まいの復興工程表」の策定**（四半期毎に更新） **現状**：市町村毎・地区毎に、**住宅再建の最新の見通しを提示**	
用地取得	**課題**：**所有者不明、相続手続未了（遺産分割協議中）等の取得困難な用地**が多く存在 **措置**： **1）財産管理制度の活用** ・**財産管理人候補者確保**を日司連等に要請 ⇒ **要請開始** (H25.3) → **588人** (H26.12) ・**手続の簡素化・迅速化（裁判所の取組）** ⇒ 全体で**半年以上**かかると懸念 → 裁判所の審理は**3週間**程度 **2）取得困難地を区域から外す**（柔軟な区域変更） ・事業区域**変更手続き簡素化** ⇒ **防集事業**342地区のうち、**259地区（届出156地区）で区域変更** (H26.11) **3）被災市町村への人的支援等** ・権利者調査や用地取得事務の**補償コンサルタント等への外注促進** ⇒ 防集実施26市町村のうち**24市町村で実施** (H26.11) ・日司連と協力し、**司法書士を復興庁で採用**し市町村に駐在させる取組 ⇒ **8市町村**に**9名駐在** (H26.12) ・関係省庁職員からなる「用地加速化支援隊」を創設し、9市町村に延べ50回訪問 (H26.12) **現状**：防集事業（移転先）の**用地取得率 48%** (H25.9) → **91%** (H26.11) に上昇	**課題**：特定地区における難航事案の解決 **措置**：**「用地加速化支援隊」によるきめ細やかな支援（Ⅲ－（1））** ・用地取得が完了していない箇所の原因を把握し、財産管理制度や土地収用制度の活用といった対策について、市町村をきめ細やかに実務支援（「用地加速化支援隊」）

図―3　住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策①（これまでの加速化措置のフォローアップと追加措置）

ステージ	これまでの加速化措置	追加措置
用地取得	**課題**：防潮堤・道路等柔軟な区域変更が困難な事業で**土地収用手続が必要な用地**が存在 **措置**：**土地収用手続の迅速化（被災地特化型土地収用手続・収用加速化７本柱）** ① 測量・設計を並行実施 ② 説明会の開催方法の効率化（用地説明会等と兼ねて開催） ③ 復興事業での早期事業認定申請ルール（**3年8割ルール**(※)⇒**設計確定前から準備開始**） ④ 事業認定手続期間の短縮(**標準約3カ月 ⇒ 2カ月**(実績は、**概ね50日**で認定)) ⑤ 権利者調査の合理化（ガイドラインの作成・周知） ⑥ 緊急使用の活用 ⑦ 収用裁決手続の迅速化 ※ 用地取得率８０%又は用地幅杭打設後３年のいずれか早い時期までに収用手続に移行するルール **現状**：測量から用地取得 **当初６年予定→３年で完了見込** （釜石市鵜住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業）	
埋文調査	**課題**：**埋蔵文化財発掘調査に迅速化が必要** （被災自治体ノウハウ・マンパワー不足など） **措置**：**全国から専門職員を派遣など** ・埋蔵文化財について遺跡の個々の状況に応じた柔軟な対応を図るよう、国から自治体に周知徹底 ・**専門職員の派遣 32名** (H24年度)→**70名** (H25年度)→**69名** (H26年度) ・発掘調査にかかる経費（人件費も含む）について、全額国で負担（30.7億円 (H26.12時点)) 等 **現状**：埋蔵文化財発掘調査を迅速化し、**工期に影響を与えず工事に着手** ・山田町(防集)(**18か月 ⇒ 5か月**)、広野町 (災害公営)(**6カ月 ⇒ 3カ月**)、南相馬市(災害公営) (**12カ月 ⇒ 4.5カ月**)	
発注・入札契約	**課題**：**地方公共団体の人員不足など** （膨大な発注業務、マンパワー不足・ノウハウ不足など） **措置**：**被災自治体への人的支援の強化、都市再生機構の活用、買い取り方式など発注方式の工夫の周知等** ・**都市再生機構の現地体制強化** ⇒ **218人** (H24.11) → **412人** (H27.1) ・**CM方式の活用** ⇒ **約6年** → **約4年半** (最大１年半短縮) **現状**：地方公共団体で**設計・工事等の発注業務に遅れが出ないよう取り組んでいる**	

図―4　住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策②（これまでの加速化措置のフォローアップと追加措置）

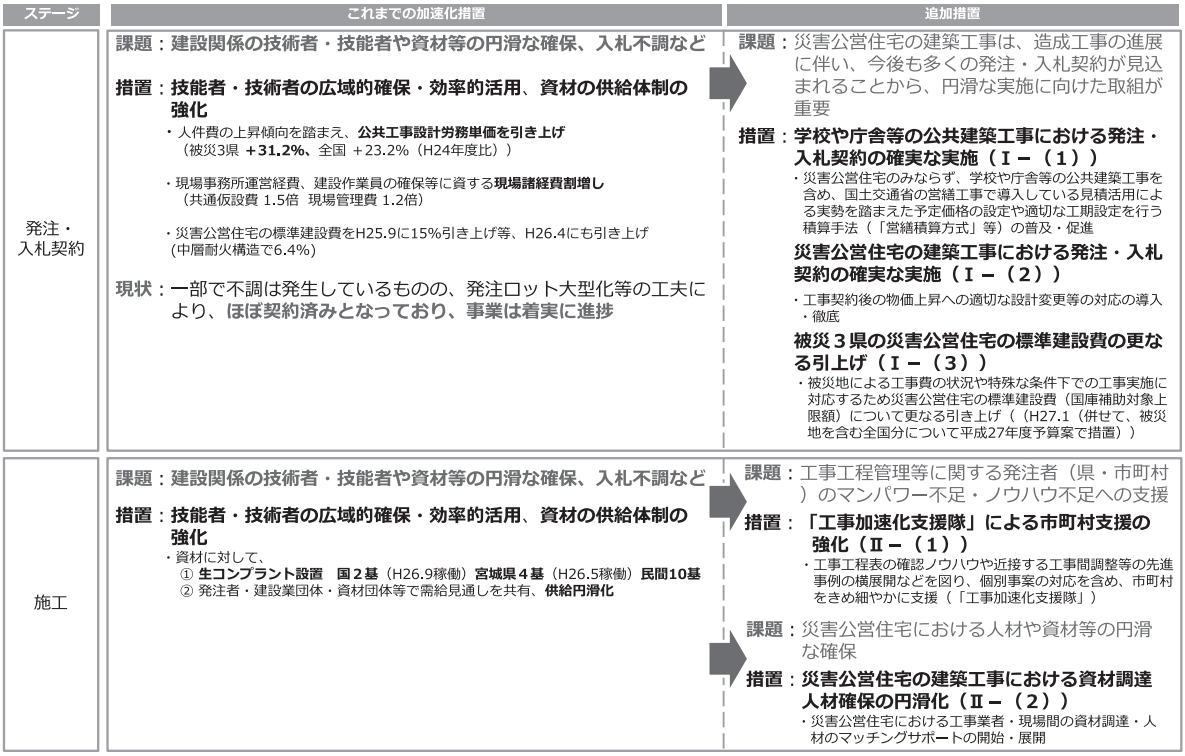

図―５　住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策③（これまでの加速化措置のフォローアップと追加措置）

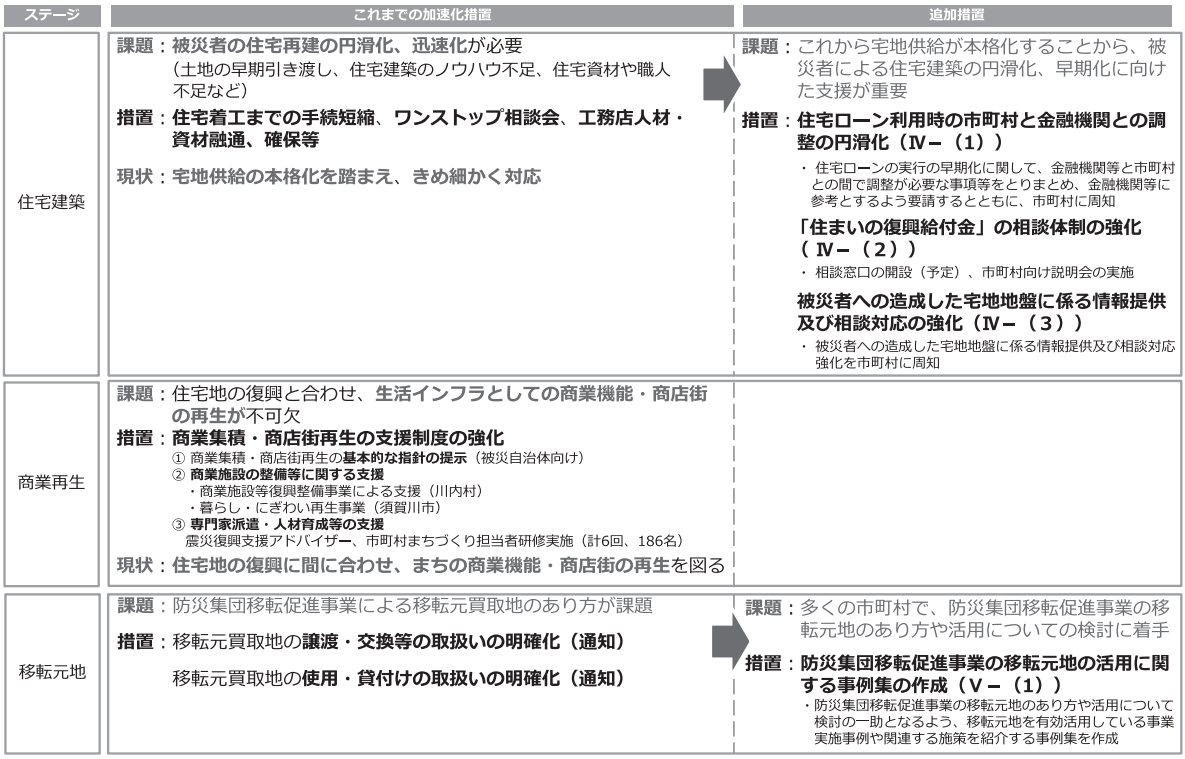

図―６　住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策④（これまでの加速化措置のフォローアップと追加措置）

多く住まいの再建を果たしていただくことが重要となっている。

これまで，８回にわたる「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を開催し，「住宅再建･復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」をとりまとめている（**図―３～６**）。

7.「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」のポイント

(1) 災害公営住宅・高台移転事業

用地取得については着実に進捗しており，課題は特定の地区における用地難航案件の対応に移行してきて

いる。

また，工事の発注・入札契約についても，高台移転の土木工事は 99％で契約済，災害公営住宅の建築工事は 67.8％で契約済み（いずれも 2015 年 7 月末）のところまでこぎつけている。災害公営住宅・高台移転ともに，技術者・技能者や資材の円滑な確保等に対するきめ細やかな支援が必要となっている。

（a）発注・入札契約段階

〈課題〉

災害公営住宅の建築工事については特に，今後も発注・入札契約が見込まれることから，円滑な実施に向けた取組が重要である。具体的には，

①発注者（県・市町村）による実勢に対応した工期や予定価格の設定，契約後の物価上昇への対応

②被災地の災害公営住宅の工事費上昇への対応

③発注・入札契約に関する発注者のマンパワー不足への支援が必要となっている。

〈対策〉

①－ 1 災害公営住宅のみならず，学校や庁舎等の公共建築工事を含め，国土交通省の営繕工事で導入している見積に基づく的確な積算や適切な工期設定を行う積算手法の普及・促進

①－ 2 工事契約後の物価上昇への適切な設計変更等の対応の導入・徹底

②実勢価格を適切に反映するため，災害公営住宅の標準建設費（国庫補助対象上限額）の更なる引上げ（2015 年 1 月）

③都市再生機構（UR）の活用や民間を活用した買取方式など多様な発注方式の工夫の周知等

を進めている。

（b）施工段階

〈課題〉

技術者・技能者や資材等の円滑な確保，近接する工事間調整など個別事案に対する支援が必要となっている。具体的には，

①災害公営住宅における人材や資材等の円滑な確保

②工事工程管理に関する発注者（県・市町村）のマンパワー不足・ノウハウ不足に対する支援

が必要である。

〈対策〉

①災害公営住宅における工事業者・現場間の資材調達・人材確保のマッチングサポートの展開，関係団体への協力要請等をきめ細かく実施

②－ 1 工事工程表の確認ノウハウや近接する工事間の調整等の先進事例の横展開などを図り，個別事案への対応を含め，市町村をきめ細やかに支援（「工事加速化支援隊」）

②－ 2 都市再生機構（UR）が，受託事業以外の事業も含めた事業間調整の会議開催，施工上の課題の抽出・分析・処理方針の提案等を実施

を進めている。

（c）用地取得段階

〈課題〉

防災集団移転促進事業（移転先）の用地取得率は，この 1 年間で約 48％から約 94％へ上昇した。残る課題は特定の地区における難航事案の解決に移行してきている。

〈対策〉

用地取得が完了していない箇所の原因を把握し，財産管理制度や土地収用制度の活用といった対策について，市町村をきめ細やかに実務支援（「用地加速化支援隊」）している。

(2) 民間住宅の自立再建

これから，防災集団移転促進事業等による宅地供給が本格化することから，被災者による住宅建築の円滑化，早期化に向けた支援が重要となっている。

〈課題〉

具体的には，

①被災者による住宅建築の具体化に向けた公的助成措置や融資・資金計画，住宅建設事業者等に関する情報不足への対応

②宅地供給後に集中する住宅再建工事における工事従事者や住宅資材の円滑な手配

③被災者の宅地の地盤強度や基礎工事に関する情報不足に対する支援

が必要である。

〈対策〉

①－ 1 地方公共団体と地域の建設関係事業者や住宅金融支援機構等が連携し，公的助成措置や融資・資金計画，住宅建設事業者等に関するワンストップの相談会を開催するなど，被災者からの住宅建築の具体化に向けた相談への対応強化

①－ 2 住宅ローンの実行の早期化に関して，金融機関等と市町村との間で調整が必要な事項等をとりまとめ，金融機関等に参考とするよう要請するとともに市町村に周知

①－ 3「住まいの復興給付金」の相談窓口の開設，市町村向け説明会の実施

②遠隔地から工事従事者を確保する場合の仮設宿泊施設等の整備支援，建設事業者等の間における住

宅資材の融通や応援職人の手配を一括して媒介し支援等
③被災者への宅地の地盤強度に係る情報提供及び相談対応強化を市町村に周知
を進めている。

(3) その他

〈課題〉
①住まいの復興に合わせ，市街地中心部の商業集積・商店街の再生
②被災者の災害公営住宅等への移転後のコミュニティ形成や健康・生活支援への配慮
③住宅再建・復興まちづくり事業が進む中，多くの市町村で防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用についての検討に着手
が必要になっている。
〈対策〉
①商業集積・商店街の再生に関する基本的な指針（手引き）の提示，商業施設の整備等に関する支援，復興庁職員による個別事案へのアドバイス，専門家派遣や研修等を実施
②高齢者等への配慮した公営住宅やコミュニティ形成に対する支援
③防災集団移転事業の移転元地のあり方や活用について検討の一助となるよう，移転元地を有効活用している事業実施例や関連する施策を紹介する事例集
を実施している。

8.「新しい東北」の推進

震災復興が目指すべきは，安心して暮らせる「コミュニティの形成」や，生活の糧である「産業・生業の再生」である。「まちの賑わい」を取り戻すためには，インフラや住宅といった「ハード」の復旧はもちろんのこと，こうした「ソフト」の復興が必要不可欠である。

東日本大震災の被災地は，発災前から人口減少，高齢化，産業の空洞化といった課題に悩まされてきた地域である。未曾有の災害により，これらの課題はより加速し，深刻化している。「新しい東北」は，賑わいのある地域を取り戻すため，コミュニティの形成や産業・生業の再生に向けて，従来の手法や発想にとらわれない「新たな取組」であり，「震災復興＋α」の取組ではない。深刻なダメージを受けた被災地にとっては，「震災復興を成し遂げるために必要不可欠」な取組であり，同時に，全国の地域にとっては，各地での応用可能性を持ったモデル的な取組と言える。

(1) 先導的な取組の加速化とその横展開

まずは，被災地で進む先導的な取組を支援し，成功事例として「モデル化」を行う。その上で，先導的なモデルに関するノウハウを，被災地の各地域や各事業者に発信し，共有していく。もちろん，各地域や各事業者で，抱えている課題や実態は異なるが，先導的なモデルを各地域・各事業者がカスタマイズしつつ，新たな取組が被災地で広がっていくことを期待している。

このため，「先導モデル事業」を実施している。被災地で進む先導的な取組に関する提案を，民間から広く公募し，有識者等の審査を経た上で支援対象事業を選定し支援している。

また被災地では，新たなビジネスモデルの構築に取り組んでいる事業者も多い。復興庁では，特に優れたビジネスモデルを表彰する「ビジネスコンテスト」を開催している。

さらに各プロジェクトが抱える課題（資金調達，新商品開発，マーケティング，ブランディング，ビジネスマッチング等）の解決に向けてきめ細かな支援を提供する「ハンズオン支援事業」も実施している。

(2) 民間の人材・ノウハウ・資金の活用

二つ目は，「民間の人材・ノウハウ・資金の活用」である。むしろ民間（企業・大学・NPO 等）の中に人材やノウハウの蓄積があるものと考えられる。こうした人材が力を発揮できるような環境を，また，ノウハウが最大限に活用されるような環境を整えていく。

復興庁では，日本財団との協働事業として「WORK FOR 東北」を実施している。被災地における人材のニーズと，被災地外の民間人材とのマッチングを行う事業である。

また被災地企業と大手企業等との間で，大手企業の経営資源（技術・情報・販路等）を幅広く活用した事業を形成するため，「地域復興マッチング『結の場』」を実施している。

加えて「産業復興」に向けて，特に大きな課題として挙げられているのが「販路の開拓」である。復興庁では，2014 年 11 月に「販路開拓支援チーム」を立ち上げた。現在，数多くの団体・企業が，人材・ノウハウ・金融の側面から，被災地の事業者の販路拡大の支援を実施している。

今後の産業復興に向けて，重要性が増しつつあるの

が民間金融である。これまでは，グループ補助金や二重ローン対策等，国の補助金・制度等により施設・設備の復旧や経営再建が図られてきた。今後は，民間の投融資を活用しながら，持続可能な事業として成長していくフェーズに移っていかなければならない。

復興庁では，2014 年 7 月に「復興金融ネットワーク」を立ち上げた。現在の産業復興の状況に関する情報を金融機関等に対して提供することで，国主導の産業復興のフェーズから民間主導の産業復興のフェーズへ，円滑な橋渡しを行うことを目的としている。

(3) 効果的な情報共有やマッチングに向けた場づくり

三つ目は，「効果的な情報共有やマッチングに向けた場づくり」である。ニーズを「見える化」し，関係者間で共有し，新たな連携・協働につなげていく。

関係者が広く情報共有を行うことができる「基盤（プラットフォーム）」を復興庁が用意し，関係者の連携のきっかけづくりの場を提供する方が，効率的かつ迅速な対応を可能とするものと考えられる。

このため，2013 年 12 月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立した。主体（国，自治体，企業，大学，NPO 法人等の各種法人等）の別や地域の別を超えて，様々な団体に会員として登録いただき，情報共有のためのポータルサイトを運営するとともに，フェイス・トゥ・フェイスで情報共有・意見交換を行うことができる「会員交流会」を年数回開催している。

9. おわりに

震災から 4 年半が経過し，集中復興期間の最終年度を迎え，28 年度からは後期 5 年間の復興・創生期間へ移行する今年，被災地では復興のさらなる加速化が求められている。

これまでに取りまとめてきた「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」は，関係省庁の協力のもと，これまでの加速化措置のフォローアップを行うとともに現在必要な追加措置を整理したものである。現場における個別事業・地区毎の課題解消，隘路打開を目指したものであり，これにより一つ一つの課題に丁寧に対応していくことが，復興の加速化に繋がるものと期待している。

真の復興は，安心して暮らせる「コミュニティの形成」や，生活の糧である「産業・生業の再生」であり，被災者が自立することである。

「まちの賑わい」を取り戻すためには，インフラや住宅といった「ハード」の復旧はもちろんのこと，こうした「ソフト」の復興が必要不可欠であり，「新しい東北」の取り組みは，東日本大震災ではじめて着手した新しい復興のアプローチである。

JCMA

［筆者紹介］
笹森　秀樹（ささもり　ひでき）
復興庁　参事官